

2021(令和3)年度 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期間 2021(令和3)年4月1日～2022(令和4)年3月31日
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)
4. 対応内容 (1)伝道本部各室所部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣(宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可。)
なお、感染症対策としてオンラインでの出講を推奨する
(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整
(3)宗派外講師の紹介、調整
5. 経費負担 上記(1)の場合
派遣にかかる交通費・宿泊費・日当等の経費は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する
上記(2)・(3)の場合
招請にかかる経費は、主催者側が負担
6. 事務手続 【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)の場合は②から】
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
〈上記(1)の場合〉
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
〈上記(2)・(3)の場合〉
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
7. 申請期限 原則として、開催日の1ヵ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記(1)の場合
9. 備考 宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を2案以上設定ください

【注意事項】

- ① 感染症対策として「オンライン」での出講を積極的にご活用ください。
- ② 組においては、1会計年度に1回までの利用とさせていただきます。
- ③ 宗門重点プロジェクト実践目標(貧困の克服にむけて)に関する研修会については、全教区(特区)・組が同一の実践目標を定めるため、連区・教区・ブロックのみ講師派遣制度適用可能とさせていただきます。
- ④ 組における研修会にて「オンライン」での出講を申請する場合は、宗門重点プロジェクト実践目標に関する内容についても、講師派遣制度適用可能といたします。